

財務 VOL.58

寄附金控除・税額控除について、再確認

確定申告の時期が近付いて参りました。平成25年の確定申告書の提出期限は**3月17日(月)**、また振替納税の日は所得税が**4月22日(火)**、消費税が**4月24日(木)**となりますので、ご準備をお願い致します。

今回は、確定申告の直前の再確認と致しまして、「**寄附金**」による**減税措置の概要**について取り上げます。申告漏れ等がないよう、ご一読いただければ幸いです。

○ 減税の対象となる主な「寄附金」の種類

1. 所得税

- ① 国・**地方自治体**(公立学校含む。以下同じ)に対するもの
- ② **国(公)立大学法人**に対するもの
- ③ 特定公益増進法人に対するもの

※ 先生方のご卒業の**私立大学**やお子様の在学中の**私立学校**(入学に係るものを除く)、**日本赤十字社**の本社及び都道府県支部等に対するものが該当します。なお、私立大学・学校の場合、**学校法人そのもの**に対する寄附であることが要件ですので、例えば**同窓会・研究室等の集まりに対するものは対象外**となります。

- ④ **認定NPO法人**に対するもの

※ 国境なき医師団等に対するものが該当します。

- ⑤ **政党等**に対するもの

※ 政党や政治資金団体に対するものが該当します。

2. 住民税

- ① **地方自治体**に対するもの
- ② **日本赤十字社の都道府県支部**に対するもの
- ③ 上記1-②～④のうち、**都道府県又は市町村の条例で指定されたもの(一部に限られます)**

○ “寄附金控除”と“税額控除”

所得税の減税方法につきましては、寄附金-2,000円を所得から控除する方法(**寄附金控除**)と、寄附金-2,000円の一定割合を所得税から控除する方法(**税額控除**)があり、上記1-③の一部、及び④・⑤につきましては、**いずれか有利な方を選択することができます**(1-①・②は**寄附金控除のみ**が適用されます)。

※ 例えば、所得税の**税率が33%**(個人医院であれば年間利益1,000~2,000万円弱、医療法人であれば月額役員報酬120~180万円が目安)となる方の場合、上記1-③・④(**税額控除率40%**)については“**税額控除**”が有利となり、1-⑤(**税額控除率30%**)については“**寄附金控除**”が有利となります。

○ オイシイ?!『地方自治体への寄附』

所得税(上限40%)と住民税(一律10%)の税率の関係上、ほとんどの寄附金の場合には減税額は支払金額の50%(40%+10%)以下となります。

しかし、**地方自治体に対する寄附**については、**支払金額が一定額以下**であれば、支払金額の**ほぼ全額**が所得税と住民税から**軽減**されます。下記の事例でご確認下さい。

例:課税所得1,500万円の方が20万円を寄附した場合

* **日本赤十字社の都道府県支部**に寄附をした場合

- i. 寄附金控除(所得税)
(20万円-2,000円)×33%=65,340円
 - ii. 税額控除の基本部分(住民税)
(20万円-2,000円)×10%=19,800円
- 減税額**… i + ii = **85,140円**

* **地方自治体**に寄附をした場合

- i. 寄附金控除(所得税)=65,340円
 - ii. 税額控除の基本部分(住民税)=19,800円
 - iii. **税額控除の特例部分**(住民税)
(20万円-2,000円)×(90%-33%)
=112,860円 ≤ 1,500万円×10%×10%
- ∴112,860円
- 減税額**… i + ii + iii = **198,000円**

※ 上記計算式における控除割合は、先生方の税率等により異なりますので、顧問税理士等にご確認下さい。

さらに、地方自治体に対して寄附をすると、その地方の特産品等の特典を受けられる場合があり、上記の減税と合わせると、**寄附をしてもむしろ得をする**ケースもあるようです。実際に、各地方自治体の特典を比較できる情報サイトが活況で、10ヶ所以上の地方自治体に寄附をされている方もいらっしゃいます。

○ 必要書類

寄附金の領収証に加え、**寄附金控除(税額控除)の対象となることを証する書類**が必要となる場合がありますが、ほとんどの場合、寄附金の領収証等とともに当該証明書類も交付されますので、くれぐれも紛失等のないようご注意ください。

※ **私立大学・学校**(学校法人)に対する寄附の場合、「**特定公益増進法人である旨の証明書の写し**」・「**税額控除対象法人であることを証する書類の写し**」が該当します。